

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成29年5月19日)

[件名]

- 1 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の改正に係るパブリックコメントの結果について
(危機管理政策課) … 1
- 2 鳥取県国民保護計画(変更案)に対するパブリックコメントの実施結果等について
(危機対策・情報課) … 3
- 3 北朝鮮情勢に係る本県の対応について
(危機対策・情報課) … 5
- 4 平成29年度第1回原子力安全対策プロジェクトチーム会議の結果について
(原子力安全対策課) …別冊
- 5 鳥取県原子力安全顧問の自己申告について
(原子力安全対策課) …10
- 6 人形峠環境技術センターの原子力災害対策重点区域の見直しについて
(原子力安全対策課) …別冊

危機管理局



鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直しに係るパブリックコメントの結果について

平成29年5月19日
危機管理政策課

- 1 意見募集期間 平成29年4月21日（金）から5月8日（月）まで
2 意見募集者数 意見総数：延べ12件（7名）

3 応募のあった条例改正案に対する意見の内容とそれに対する考え方（主なもの）

条例改正の概要案に対する意見は概ね肯定的なものであり、特に「災害時支え愛活動」や「災害時支え愛避難所」の推進、円滑な実施に向けた必要な支援については、賛同する趣旨の意見が寄せられた。

（注）対応の区分は、反映（◎）、盛込済（○）、今後検討（△）、その他（－）

項目	意見の内容	左に対する県の考え方	対応
条例全般	もっと詳しく教えてほしい。	御意見をいただいた方については、条例改正の概要案等をお伝えするとともに、不明の点はお問合せいただくようお願いしました。	○
	条例改正の項目で、誰が主体となって推進するか明確にされていないものがある。「知事」及び「市町村長」等行政の責任を明確にする等により実効性のあるものとしてほしい。	改正条例では、取組や支援の実施主体を明確にすることとしており、各種防災対策の実効性の確保に努めたいと考えています。	○
	条例化しなくてもできる施策ばかりである。趣旨に反対しないが、条例化について積極的な賛成はしない。	条例で定めることによって、防災危機管理に関する理念、原則、それを実現するための各主体の役割等が鳥取県民の共通の考え方として公式に認められ、各主体に認識されることにより、一層の防災力の向上が期待されます。 昨年の中部地震や本年の大雪での被災経験や取組事例を踏まえ、改正条例では新たに「支え愛活動」や「支え愛マップ」づくりを通じた避難行動要支援者への支援体制づくり等を推進することとしており、このことに関する各主体に期待される役割や行動を明示することで、これらの推進に資すると考えています。	－
災害時支え愛活動	鳥取県らしい地域ぐるみの助け合い、支え合いの活動が災害対応として県外からも感謝された。これを機に「災害時支え愛活動」を設け、推進してほしい。	改正条例では、昨年10月の鳥取県中部地震の際の地域住民相互の助け合い及び本年1月、2月の豪雪時に見られた沿線住民による立ち往生ドライバーへの食事の提供などのように、鳥取県らしい地域ぐるみの助け合い、支え合いの活動が災害対応として有効であったことから、このような取組を「災害時支え愛活動」として推進することとしています。	○
支え愛避難所	災害時支え愛活動、支え愛避難所はよいと思う。推進してほしい。近くの集会所が支え愛避難所となったことは、どのようにしてわかるのだろうか。	支え愛避難所については、平時には地域の皆さんの支え愛マップづくり等を通じて候補となる施設を共有していただき、災害時には声掛けなどにより知っていただくこととなります。	○

支え愛避難所	<p>「支え愛避難所」への支援が盛り込まれているのは、大変ありがたい。具体的な支援方法など課題があると思うので、有効活用できるように詰めてほしい。</p> <p>顔見知りが多く落ち着ける、住民が自主的に設ける施設を「支え愛避難所」と位置づけ、市町村は必要な支援を行うよう努めることに賛成。</p>	改正条例では、町内会の集会所等に住民が自主的に設ける避難所を「支え愛避難所」として位置づけることとし、具体的な支援方法については今後市町村等の意見を聞きながら検討していきます。	○
地域の防災リーダー	<p>条例改正案の概要で、「地域の防災リーダーの一層の活用」の「リーダー」という呼称を「推進員」等へ改めてはどうか。防災の取組は「引っ張る人」の指示・指導の元によるものではなく、むしろ「全体をまとめる人」「支える人」のサポートによって進んでいくのがふさわしいと考える。</p>	現条例では、第13条（自主防災組織の活動促進）の第1項の中で「自主防災組織の指導的役割を担う者」と記載しており、その役割として、まとめ役や支え役としての役割も考えています。	○
	地域の防災リーダーのなり手を探して決めておくこと。	現条例でも、市町村長は自主防災組織において指導的役割を担う者の育成及び確保について、特に配慮することとしています。	○
車中避難者等への対応	自家用車等に避難した被災者に対して、避難所の情報提供をしてほしい。	改正条例では、自家用車等に避難した被災者の健康面への配慮のため、市町村長は当該車中避難者へ生活環境が良好な避難所等の情報を提供すること等に努めることとしています。	○
避難行動要支援者対策	地域住民が主体となって進める「支え愛マップづくり」については、避難行動要支援者の個人情報の管理をしっかり責任者がやっておくこと。	改正条例では、支え愛マップづくり等の取組を通じて、避難行動要支援者に関する情報の共有や、支え愛マップを活用した防災訓練の実施に努めることとしています。また、避難行動要支援者の個人情報の取扱いについては、既に現行条例第22条（個人情報を守る義務）において、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならないこととしています。	○
要配慮者への配慮	熊本地震では、福祉避難所が設けてあるに関わらず要支援者の人が利用できなかったなど課題があった。要配慮者対策の強化とともに県民に徹底していくことが必要で、それには平常時から要支援者への支援に対する啓発活動や支援活動が大切だと考える。	改正条例では、高齢者、障がい者、外国人等多様な人の特性に配慮して、避難情報の伝達や避難所の生活環境の整備等防災及び危機管理に関する各種対策を推進することを盛り込むこととしています。また、福祉避難所の役割については市町村と連携して県民に周知していきます。	○

鳥取県国民保護計画（変更案）に対するパブリックコメントの実施結果等について

平成29年5月19日

危機対策・情報課

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」第34条に基づき作成している「鳥取県国民保護計画」の変更案（以下「計画（変更案）」という。）に対するパブリックコメントを実施した結果等は次のとおりです。

1 パブリックコメントの実施概要

- (1) 実施期間 平成29年4月24日（月）～5月8日（月）
- (2) 閲覧方法 県の7庁舎（本庁、東部、八頭、中部、西部、日野、図書館）及び全19市町村での閲覧、県ホームページへの掲載
- (3) 応募方法 電子メール、ホームページ応募フォーム、郵送、ファクシミリ、意見箱への投函
- (4) その他 5月2日（火）の日本海新聞に意見募集広告を掲載

2 パブリックコメントの実施結果

- (1) 応募意見の件数 10件（4名）
- (2) 主な応募意見の内容とそれに対する県の考え方
 関係機関と連携した対応を望む意見等が寄せられた（「計画（変更案）」に盛込済の内容）。
 また、国民保護計画の対象事態に至らない段階での早めの対応を望む意見が寄せられた（その段階では、鳥取県危機管理対応指針で対応する）。

※「対応」の区分は、反映（◎）、盛込済（○）、今後検討（△）、その他（－）

項目	主な応募意見の内容	主な応募意見に対する県の考え方	対応*
計画全般	もっと詳しく教えてほしい。	御意見をいただいた方に、計画（変更案）の概要等をお伝えするとともに、不明な点はお問い合わせいただくようお願いしました。	－
	県の組織名の変更や団体名の変更については、分かった時点で随時、改正すべきではないか。	御意見のとおりですので、極力速やかな対応に努めてまいります。なお、組織名等の変更については、それらを反映した暫定的な計画を作成し、訓練実施などを通じて、的確に対応できるよう努めています。	－
情報伝達	住民への情報提供手段として、テレビ、ラジオ等の放送局に一報を入れ、県民に情報伝達すべき。	計画（変更案）では、県から指定地方公共機関等である放送事業者に対して、警報及び避難の指示を放送するよう要請することとしています。	○
	あんしんトリピーメールを活用して、県民に情報を提供していくべき。	計画（変更案）では、あんしんトリピーメール、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、緊急速報（エリア）メール等、多様な手段を用いて住民に伝えることとしています。	○
関係機関との連携	県域を越える避難の場合で、避難先の都道府県知事等に事務を委託する際、県民がどこの県に避難したのか等連携して対応すべき。	計画（変更案）では、住民避難を含む国民保護措置を実施するに当たっては、国及び関係機関と密接に連携等しながら進める方針としていますので、県域を越えて避難が必要になった場合は、避難先の都道府県及び市町村等と連携して対応します。	○
	中国地方はもちろんだが、兵庫県、関西広域連合、四国地方と災害時応援協定を締結してほしい。	計画（変更案）では、国民保護措置を総合的に推進するため、防災の協定に準じ、相互応援協定を結ぶとしており、御意見のあった中国地方、中国・四国地方、関西広域連合（構成県に兵庫県を含む）に加え、全国の都道府県と国民保護措置も対象に含めた災害時応援協定等を締結済です。	○

※「対応」の区分は、反映(◎)、盛込済(○)、今後検討(△)、その他(ー)

項目	主な応募意見の内容	主な応募意見に対する県の考え方	対応*
武力攻撃 原子力災害	地域防災計画(原子力災害対策編)で、緊急時モニタリングの実施と安定ヨウ素剤の予防服用を行ってもよいのではないか。	計画(変更案)では、武力攻撃原子力災害の場合は、県地域防災計画(原子力災害対策編)の定め例により、モニタリングや安定ヨウ素剤の予防服用等を行うこととしています。	○
ミサイル 攻撃	弾道ミサイル等が発射された場合に、どういう行動を取ればよいのか県民に周知してほしい。	計画(変更案)では、弾道ミサイルが日本に落下する可能性がある判断した場合、屋内避難の呼びかけを行うこととしています。 なお、弾道ミサイル落下時の行動について、本年4月に内閣官房が公表しており、本県では県ホームページに掲載し、あんしんトリピーメールで情報提供するとともに、市町村等に対して住民への周知を依頼するなどして周知に努めています。	○
	ミサイル発射の兆候が見られた時に避難に着手するのは当然だが、それでもまだ遅いと思う。日本国と米国がA国に侵略されたB国を支援するため、米子空港・鳥取空港・境港・鳥取港などを使用する計画が具体化した時点で、それらの空港・港湾の周辺の住民を避難させるべきである。その際、弓浜半島の狭さに起因する渋滞発生リスクを予め考慮し、米子空港・境港の住民の避難には早めに着手すべき。	御意見の状況では、国民保護計画が対象とする事態には至らないと考えられます。 本県では、それまでの間、鳥取県危機管理対応指針(以下「指針」という。)に基づいて対応するとしており、今般のミサイル発射事案(失敗を含む)に当たっても、指針に基づき、県関係者、自衛隊、警察等が出席した情報連絡会議等を開催するなど、態勢を強化し、必要な対応を確認しています。本県に影響が及ぶ可能性が懸念される場合は、御意見の内容も含め、防災関係機関と連携しながら、必要に応じて早めの対応に努めていきます。 また、弓浜半島の渋滞発生リスクについては、鳥取県広域住民避難計画(島根原子力発電所事故対応)でも、既にそのような試算結果も出ており、避難手段については、道路を基本に、鉄道、海路、空路等を補完的手段に加えるとともに、警察等と連携しながら必要な交通規制や誘導を行うなど、その時点で最適な避難方法等を決定します。	ー
警備態勢	日本国と米国がA国に侵略されたB国を支援する行動に対する妨害・攪乱のため、A国の特殊部隊が鳥取県の砂浜海岸に上陸することも考えられる。そのような事態が考えられる場合、わが県の砂浜海岸(磯に囲まれた小さな砂浜海岸を含む)に対する、県警・海保・自衛隊合同のパトロールを強化すると共に、海岸部住民への早めの避難準備を呼び掛けるべき。		ー

3 計画策定経緯及び今後のスケジュール(予定)

平成17年7月	鳥取県国民保護計画作成
平成22年7月	鳥取県国民保護計画変更
平成29年4月24日	パブリックコメントの実施(～5月8日)
5月下旬	鳥取県国民保護協議会の開催(計画変更案の諮問)
6月	国への計画変更協議

現在の北朝鮮情勢を踏まえ、本県では体制を強化して対応しており、引き続き情報収集や緊急時の初動体制の確保に努めています。

1 北朝鮮情勢に係る体制強化等

(1) 体制強化の対応

政府のシリアにおける邦人殺害テロ事件等に係る「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」の会合開催（H27.2.3）及びテロ対策の取組強化を受け、本県では情報連絡室を設置して現在も対応中であるが、今般の北朝鮮情勢を踏まえ、更に体制を強化して対応している。

体制強化の期間	体制強化の内容
4/14(金) ～4/27(木)	＜勤務時間外の体制強化＞ 勤務時間外の対応強化を目的として、防災当直職員（2名）に加えて、次の時間帯について危機管理局職員（2名）を増員。 【平日】6:00～8:30 【休日】6:00～13:00
4/28(金)～ *当面5/末まで	＜警戒連絡体制の構築＞ 県として初動体制の確保（即応体制）を目的として、当面、5月末までの各部署の責任者、参集登録者を登録し、警戒連絡体制（ホットライン）を構築。 【責任者】事案発生時に連絡を受ける者を少なくとも2名登録（部次長等） 【参集登録者】事案発生時に本部会議等へ登庁できる参集者を登録

(2) 弾道ミサイル発射事案に係る対応等 ※H29.4以降

区分	月 日	対応内容等
発射事案に係る対応	4/5(水)	ミサイル1発(数10km飛翔し日本海に落下)
	4/16(日)	ミサイル1発(発射直後に爆発)
	4/29(土)	ミサイル1発(北朝鮮内陸部に落下)
	5/14(日)	ミサイル1発(2000kmを超えた高度に達し、30分程度、約800km飛翔し、北朝鮮東岸から約400kmの日本海(EEZ外)に落下)
上記以外	4/13(木)	危機管理対応指針、国民保護計画の各部署の対応等を再確認（情報連絡会議）。
	4/27(木)	4/28(金)からの警戒連絡体制構築を決定（警戒連絡会議）。

2 弾道ミサイル落下時の行動等の周知

4月21日に「ミサイル着弾時に国民が取るべき行動」やそれに関する「Q&A」（詳細は資料1参照）が内閣官房ホームページ（国民保護ポータルサイト）に掲載されるとともに、同日開催の都道府県会議（内閣官房、消防庁共催）で、掲載したことの説明及び周知依頼があり、次のとおり対応した。

区 分	対応の概要
都道府県会議結果の関係機関等への周知	会議結果について、庁内各課、市町村、消防局に通知するとともに、市町村、消防局には住民に対する落下時の行動について広報を依頼。
県ホームページへの掲載	「ミサイル着弾時に国民がとるべき行動」やそれに関する「Q&A」を県ホームページに掲載するとともに、「注目・新着情報」に設定することで県民の目に触れやすい環境を設定。
あんしんトリピーメール等による情報提供	「ミサイル着弾時に国民がとるべき行動」についてあんしんトリピーメールやフェイスブック、ツイッター等により情報提供を実施。

3 全国瞬時警報システム（Jアラート）等の伝達文の変更

5月9日、弾道ミサイルが日本に落下する可能性がある場合などに情報提供する全国瞬時警報システム（Jアラート）について、国民の早期避難を促すこと等を目的として第一報の段階から避難を呼びかけるよう運用が変更された。（詳細は資料2参照）

これに伴い、緊急情報ネットワークシステム（エムネット）の伝達文や、「弾道ミサイル落下時の行動について」及び「Q&A」の見直しも行われた。

- (資料) 1 「弾道ミサイル落下時の行動について」「Q&A」（平成29年5月9日 内閣官房）
2 Jアラート伝達文の見直し（平成29年5月9日 内閣官房）

弾道ミサイル落下時の 行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分も経たないうちに到達する可能性も十分にあり得ます。ミサイルが目標に落下する可能性が極めて高い場合は、国からの緊急情報を即時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線や特別なサイルスiren音とともにメッセージを流すほか、緊急通報メール等により緊急情報を通知させます。

- ① 速やかな避難行動
- ② 正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。

※平成29年5月9日 内閣官房作成資料



Jアラート (例)直ちに避難。直ちに避難。直ちに頑丈な建物や地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性がありまます。直ちに屋内に避難してください。

メッセージが流れたら

落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外に
いる場合

できる限り頑丈な建物や
地下に避難する。

地下：地下街や地下駅舎などの地下施設

建物が
ない場合

物陰に身を隠すか、
地面に伏せて頭部を守る。

屋内に
いる場合

窓から離れるか、
窓のない部屋に移動する。

近くに
ミサイル
落下!

国民保護ポータルサイト

武力攻撃やテロなどから身を守るために



事前に確認しておきましょう。

http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryou/hogo_manual.html

ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧になれます



首相官邸
ホームページ
www.kantei.go.jp/



Twitterアカウント
首相官邸災害・危機管理情報
@Kantei_Saigai

ミサイル落下時の行動について
落下時の行動について
落下時の行動について
落下時の行動について

弾道ミサイル落下時の行動に関するQ&A

Q1. ミサイルは発射から何分位で日本に飛んでくるのでしょうか。

A1.

北朝鮮から弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する場合は、極めて短時間で日本に飛来することが予想されます。

例えば、平成28年2月7日に北朝鮮西岸の東倉里（トンチャンリ）付近から発射された弾道ミサイルは、約10分後に、発射場所から約1,600km離れた沖縄県先島諸島上空を通過しています。

なお、弾道ミサイルの種類や発射の方法、発射場所などにより日本へ飛来するまでの時間は異なります。

Q2. なぜ頑丈な建物や地下へ避難するのですか。

A2.

ミサイル着弾時の爆風や破片などによる被害を避けるためには屋内（できれば頑丈な建物）や地下（地下街、地下駅舎などの地下施設）への避難が有効だからです。

Q3. 避難する際には、避難施設として都道府県知事に指定されている頑丈な建物や地下施設に避難しなければならないのでしょうか。

A3.

避難施設として指定されているかどうかにかかわらず、近くの頑丈な建物や地下施設に避難してください。

Q4. 自宅（木造住宅）にいる場合はどうしたらよいのでしょうか。

A4.

すぐに避難できる場所に頑丈な建物や地下（地下街、地下駅舎などの地下施設）があれば直ちにそちらに避難してください。それができない場合は、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

Q5. 建物内に避難してから気を付けることはありますか。

A5.

爆風で壊れた窓ガラスなどで被害を受けないよう、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

Q6. 弾道ミサイルの情報が伝達されたとき、自動車の車内にいる場合はどうすればよいですか。

A6.

車は燃料のガソリンなどに引火するおそれがあります。

車を止めて頑丈な建物や地下（地下街、地下駅舎などの地下施設）に避難してください。周囲に避難できる頑丈な建物や地下施設がない場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守ってください。

Q7. 車から出ると危険な場合はどうしたらよいですか。

A7.

高速道路を通行している時など、車から出ると危険な場合には、車を安全な場所に止め、車内で姿勢を低くして、行政からの指示があるまで待機してください。

Q8. ミサイルが着弾した後は何をすればよいですか。

A8.

弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なります。

そのため、テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて情報収集に努めてください。また、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動してください。

Q9. 近くにミサイルが着弾した時はどうすればよいですか。

A9.

弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲などが異なりますが、次のように行動してください。

- ・ 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難してください。
- ・ 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉してください。

Q10. 国民保護サイレン音はどのような時に鳴るのですか。

A10.

北朝鮮から発射されたミサイルが日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラートを使用して、緊急情報を伝達します。Jアラートを使用すると市町村の防災行政無線などが自動的に起動し、屋外スピーカーなどから警報が流れますが、この時に原則として国民保護サイレンが鳴ることとなっています。

防災行政無線の設置状況などは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

Q11. ミサイル情報を伝達するエリアメール・緊急速報メールの着信音は国民保護サイレン音なのでしょうか。

A11.

津波や火山情報などに関するエリアメール・緊急速報メールと同じ着信音です。国民保護サイレン音ではありません。

(参考：ミサイル情報を伝達するエリアメール・緊急速報メールの着信音)

Q12. 所有している携帯電話・スマートフォンが、Jアラート作動時にエリアメール・緊急速報メールを受信するか知りたいのですが。

A12.

消防庁において、受信可能な機種かどうかの確認方法と、受信できない場合等の対策をまとめて、ホームページに公表しています。こちらをご覧ください。
(参考：「スマートフォンアプリ等による国民保護情報の配信サービスの活用」)

Q13. 国民保護サイレンを学校や事業所などで吹鳴させて児童・生徒や従業員などに周知したいのですが、構いませんか。

A13.

構いません。なお、国民保護サイレン音は国民保護ポータルサイトから確認できます。

ただし、国民保護サイレン音を聞いた人が、実際に武力攻撃事態等が発生していると同様のように注意してください（「これから周知のために国民保護サイレン音を鳴らしますが、実際に武力攻撃事態等が起こっているわけはありません」と事前アナウンスをしてから吹鳴させるなど。）。

(参考：国民保護サイレン)

Q14. 適切に避難できるか不安なので、避難訓練を実施してほしいのですが。

A14.

国、都道府県、市町村が共同で実施する避難訓練もあります。まずは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達のメッセージの変更について

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合におけるＪアラートによる情報伝達について、今般、伝達する文言を次のとおり変更しました（赤字が変更箇所）。

なお、下記のメッセージは、状況に応じ、変更する可能性があります。

(1) 日本の領土・領海に落下する可能性があるとは判断した場合

① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ	
旧	新
ミサイル発射情報。ミサイル発射情報。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。続報が入り次第お知らせします。	ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。頑丈な建物や地下に避難して下さい。

② 直ちに避難することの呼びかけ	
旧	新
直ちに避難。直ちに避難。屋内に避難して下さい。ミサイルの一部が落下する可能性があります。直ちに避難して下さい。	直ちに避難。直ちに避難。直ちに頑丈な建物や地下に避難して下さい。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難して下さい。

③ 落下推定情報（日本の領土・領海に落下）	
旧	新
ミサイル落下情報。ミサイル落下情報。ミサイルの一部が●●地方に落下した可能性は、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。	ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが●●地方に落下した可能性は、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。

(2) 日本の領土・領海の上空を通過した場合

① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ	
旧	新
ミサイル発射情報。ミサイル発射情報。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。続報が入り次第お知らせします。	ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。頑丈な建物や地下に避難して下さい。

② 通過情報	
旧	新
ミサイル通過情報。ミサイル通過情報。北朝鮮からミサイルが通過した模様です。続報が入り次第お知らせします。	ミサイル通過。ミサイル通過。北朝鮮からミサイルが通過した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。

(3) 日本の領海外の海域に落下した場合

① 発射情報	
旧	新
ミサイル発射情報。ミサイル発射情報。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。続報が入り次第お知らせします。	ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。頑丈な建物や地下に避難して下さい。

② 落下推定情報（日本の領海外の海域に落下）	
旧	新
先程のミサイルの続報をお知らせします。先程のミサイルは、●●海に落下した模様です。	先程のミサイルは、●●海に落下した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。

本県が実施する平常時及び緊急時における環境放射線等のモニタリング、原子力災害その他の緊急時における防災対策、本県に影響を及ぼす原子力施設の安全対策等について、技術的観点から幅広く指導、助言等を得ることを目的として、鳥取県原子力安全顧問（以下「顧問」という。）を設置しています。

この度、顧問の中立性や公平性、透明性を確保することを目的として、鳥取県原子力安全顧問設置要綱に基づき、委嘱中の全顧問から自己申告書の提出を受けて、欠格事項に該当しないことを確認しました。

1 確認の内容

- (1) 平成28年度中における顧問個人の研究又はその所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附の状況
- (2) 平成28年度中における顧問の所属する研究室等を卒業した学生の原子力事業者等[※]への就職状況

※原子力事業者等：営利を目的として、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉の建設工事を請け負う者をいう

2 確認の結果

各顧問から提出された自己申告書をもって、全顧問が顧問設置要綱に定める欠格事項に該当しないことを確認しました（詳細は別紙のとおり）。

【参考】鳥取県原子力安全顧問設置要綱（抜粋）

（顧問の委嘱手続等）

第5条

2 知事は、顧問に対して、次に掲げる事項を記載した申告書を毎年4月30日までに提出するよう求める。

(1) 申告を行う前年度における顧問個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、その対象となった研究の名称、寄附者及びその寄附金額

(2) 申告を行う前年度において、顧問の所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数

3 顧問は、前条の欠格事由に該当すると思料するときは、速やかに、顧問を辞職することを知事に申し出るものとする。

4 知事は、顧問に委嘱している者から第1項第2号及び第3号並びに第2項の規定により申告された事項を公表する。

<鳥取県原子力安全顧問一覧>

（平成29年4月1日現在、分野内は五十音順）

分野	専門分野	顧問名	所属・役職
環境 モニタリング	放射線計測・防護	うらべ いづま 占部 逸正	福山大学・教授
	環境放射能	えんどう きとる 遠藤 暁	広島大学・教授
	放射能環境変動	ふじかわ ようこ 藤川 陽子	京都大学原子炉実験所・准教授
放射線 影響評価	放射線治療・放射線物理	うちだ のぶえ 内田 伸恵	鳥取大学医学部附属病院・教授
	線量評価(内部被ばく)	か い みちあき 甲斐 倫明	大分県立看護科学大学・教授
	緊急被ばく医療	かみや けんじ 神谷 研二	広島大学・副学長
原子炉工学	原子力工学	あおやま たかふみ 青山 卓史	日本原子力研究開発機構・研究主席
	原子力工学	かたおか いさお 片岡 勲	大阪大学名誉教授 福井工業大学・工学部長・教授
	原子炉物理	きただ なかのり 北田 孝典	大阪大学・教授
	熱加工力学、材料力学	もちづき まさひと 望月 正人	大阪大学・教授
放射性廃棄物	核燃料サイクル	ささき たかゆき 佐々木 隆之	京都大学・教授
地震関係	地震活動・震源メカニズム	にしだ りょうへい 西田 良平	鳥取大学名誉教授
地下水対策	水工学	ひのまたに おさむ 檜谷 治	鳥取大学・教授

任期 平成28年10月17日～平成30年10月16日

（別紙） 鳥取県原子力安全顧問に係る自己申告内容

別紙

鳥取県原子力安全顧問に係る自己申告内容

平成29年5月19日
原子力安全対策課

顧問氏名	青山 卓史	内田 伸恵	占部 逸正	遠藤 暁	甲斐 倫明	片岡 勲	神谷 研二	北田 孝典	佐々木 隆之	西田 良平	檜谷 治	藤川 陽子	望月 正人
①委嘱日前直近3年間に、原子力事業者等又は法人である原子力事業者等の役員若しくは使用人その他従業員であったか													
②委嘱日前直近3年間に、原子力事業者等の団体の役員、若しくは使用人その他従業員であったか													
③委嘱日前直近3年間に、同一の原子力事業者等から、個人として年間50万円以上の報酬等を受領していた者であったか													
④委嘱日前直近3年間(委嘱中の顧問は前年度)に、委員の研究及び所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附について、対象の研究名称、寄附者及び寄付金額	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
⑤委嘱日前直近3年間(委嘱中の顧問は前年度)に所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
情報公開事項								該当 (臨界安全管理技術の高度化研究、関西原子力懇談会、30万円)					

調査対象外
(委嘱の都度調査。事由該当の場合、顧問が知事に辞職を申し出)

(五十音順)

原子力事業者等：営利を目的として、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉の建設工事を請け負う者をい

